

戸田市通学合宿事業 運営マニュアル



戸田市子ども健やか部子ども・若者政策課

目 次

1 通学合宿の目的と狙い

- (1) 事業目的
- (2) 事業のねらい

2 通学合宿の開催概要

- (1) 主 催 者
- (2) 対 象 者
- (3) 開催期間・場所
- (4) 参 加 費

3 実行委員会の組織

- (1) 実行委員会役員（主な役職）
- (2) 実行委員会の実施すること

4 宿泊生活の体制

- (1) スタッフ体制（主な役割）
- (2) 宿泊生活における留意事項
- (3) 安 全 対 策

5 補助事業の概要

- (1) 補助金交付について
- (2) 補 助 金 額
- (3) 補 助 対 象 者
- (4) 条 件
- (5) 主 な 対 象 経 費

1 通学合宿の目的と狙い

(1) 事業目的

子どもたちが地域の公共施設に宿泊し、保護者の元を離れ、異年齢児童との共同生活や地域での体験活動をしながらか通学することを通じて、子どもたちの自律心や自主性、協調性を伸ばし、「生きる力」を育むことを目的とする。

また、子どもたちの主体的な活動を支援する立場で地域の大人たちが協力することにより、地域全体で子どもを育てる意識を醸成することを期待するものである。

(2) 事業のねらい

①「異年齢集団で寝食を共にする」

少子化が進み、兄弟姉妹の数が少ない家庭が増え、異年齢の子どもたちが交流する機会が少ないことから、共同生活をするこことで、ふれあいや思いやりの気持ちを養うことができる。

②「家庭生活に近い状態の生活をする」

家庭では、子どもたちが炊事、掃除、洗濯などを手伝う機会が少ないことから、合宿生活を行うこことで、家庭の大切さや親のありがたさを実感することができる。

③「ゆとりのある日常生活の体験を行う」

通学合宿では、特別なプログラムを定めずに、自主性を尊重し、生活体験を繰り返すこことで、基本的な生活習慣を身に付けることができる。

2 通学合宿の開催概要

(1) 主催

通学合宿実行委員会

(PTA、町会、子ども会、学校応援団等、青少年に関わる者から構成する)

(2) 対象者

小学生(ただし、3つ以上の異なる学年により構成する)

(3) 開催期間・場所

①開催期間

原則として、2泊3日以上期間とする。

②開催時期

学校行事、体調管理等を考慮し、負担のかからない時期が望ましい。

③開催場所

主に公共施設（公民館等）

(4) 参加費

食費、布団レンタル代、入浴料、保険料等を考慮した金額とする。

3 実行委員会の組織

(1) 実行委員会役員（主な役職）

役 職	役 割
委員長	実行委員会の進行、運営全体の指導・管理
副委員長	委員長の補佐
会計	予算・決算の作成、会費の徴収、事業費の管理
監事	会計監査

(2) 実行委員会の実施すること

①実行委員会 ※適宜、会議を開く

通学合宿の時期・期間、対象者（学年、人数）、参加費を決定する。（時期については、学校行事等を考慮の上、決定すること。概ね10月頃（空調の必要のない時期が望ましい）と考えられる。）また、通学合宿事業にかかる費用を見積書に基づいて算出の上、作成する。事業終了後は速やかに監査ののち事業報告と決算報告を行う。補助金の申請及び事業後の実績報告も併せて行う。

（ア）実行委員会：委員、会則、事業計画、予算の決定／事業報告、決算の報告

（イ）補 助 金：申請、請求、報告

②申請・届出

（ア）宿泊施設の予約

必要な部屋（就寝、調理、食事、集合、勉強、開・閉校式等）を算出し、施設の予約申請をする。（例：福祉センターの予約は利用日の3か月前から可能）通学路についても、宿泊施設から小学校までの距離、安全面等を考慮の上、決定する。併せて、夜間の利用に係る調整等も行う。

（イ）保険の加入

参加者、実行委員、スタッフなど関係する全員が必ず保険に加入すること。

（ウ）地域機関への届け出（学校・警察・消防等）

③準備

- (ア) 参加者の募集
- (イ) 保護者向け説明会準備・実施（しおりや名札も渡す。）
- (ウ) 食器、寝具等の調達
- (エ) スタッフの確保・役割分担
- (オ) 入浴施設の手配
宿泊施設の風呂、銭湯等、期間中の入浴施設を確保する。
- (カ) 献立の作成
予算、調理時間、分量、栄養バランス、学校給食、アレルギー等を考慮する。

4 宿泊生活の体制

(1) スタッフ体制（主な役割の例）

①食事

- (ア) 献立：メニューの作成
- (イ) 買出し：買い物リストの作成、買い物引率
- (ウ) 調理：調理・配膳・片付け指導

②生活

- (ア) 全般：整理整頓、ごみの分別等
- (イ) 入浴：入浴指導、入浴引率
- (ウ) 就寝：就寝準備指導、寝具整理

③管理

- (ア) 健康：体調管理、健康チェック
- (イ) 勉強：宿題指導

④記録

- (ア) 写真：活動写真の撮影
- (イ) 報告書：報告書の作成

(2) 宿泊生活における留意事項

①生活全般

- ・時間厳守（特に登校の時間に遅れることがないようにする。）
- ・貴重品等持ち物の管理（通学合宿に必要なものは持参させない。）
- ・子どもたちの自主性・協調性を尊重することにより、達成感を感じてもらう。

- ・集団で登下校するなど、安全面に配慮すること。

②食事・買い物

- ・施設に調理器具が揃っているか確認する。
- ・買い物係、調理係を班別等により分担する。
- ・食器、流し、コンロ等の片付けやゴミの分別を徹底する。

③入浴

- ・銭湯では、一般のお客さんに迷惑をかけないようにマナーを教え、守らせること。
- ・銭湯では、帰りの時間を考慮して入浴時間を設定すること。

④就寝、起床

- ・就寝時間を守り、寝不足等により翌日の起床や授業に影響が出ないようにすること。
- ・起床時間を守り、登校時間に遅れることがないようにすること。

(3) 安全対策

①事故等の防止とその対応

事故やケガ等の防止に努め、事前に施設内の危険な箇所、設備等を点検し、適切な安全対策を講じること。また、事故が発生した場合、速やかに適切な処置を行うとともに、保護者、学校及び関係機関へ迅速に連絡をすること。

②不審者への対応

不審者が侵入した場合、その者に対し声をかけ、指導や注意を喚起する。対応が難しい場合には110番通報をする。

③地震、火災等への対応

地震や火災が発生したときは、利用者を落ち着かせ、安全確保に努めるとともに、施設職員の指示に従い、適切な行動をとること。

④緊急連絡網の整備

緊急時の連絡系統を明確にし、必ず責任者に連絡が入るようにするとともに、責任者は保護者、学校及び関係機関への連絡をすること。

5 補助事業の概要

(1) 補助金交付について

戸田市通学合宿事業補助金交付要綱に基づき、実施団体に補助金を交付する。

(2) 補助金額

150,000円(上限)

(3) 補助対象者

P T A、町会、子ども会、学校応援団などの青少年に関わる団体の関係者から構成する実行委員会であり、かつ継続的な実施が可能な団体であること。

(4) 条件

① 3つ以上の異なる学年の小学生により実施すること

② 2泊3日以上で実施すること

③ 10人以上の参加者がいること

④ 市内公共施設等に宿泊し通学すること

(5) 主な対象経費

① 需用費(印刷製本費、消耗品費及び食糧費に限る)

募集案内、しおり、報告書等、資料作成のための印刷に係る経費及び活動に要する事務用品など。

② 役務費

通知等の送付に必要な経費(切手、はがき、郵便料)、銀行振込手数料、事業実施に当たっての傷害保険料

③ 使用料

施設使用料、銭湯利用料、寝具等賃料